

**平成 28 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会
第 10 回会議要旨**

<開催日>

平成 28 年 8 月 22 日（月）

<場所>

本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員（4 名）

薬袋部会長、犬塚委員、荻野委員、野澤委員

事務局（1 名）

三枝主査

<開会>

【部会長】

ただいまより、第10回新宿区外部評価委員会第1部会を始めます。

本日は、評価の取りまとめを行います。部会長から指名された委員は、ご自分の意見の補足説明等をお願いします。

まず、保留となっていた計画事業50「ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進」から始めたいと思います。事務局は説明をお願いします。

【事務局】

事務局からご説明します。

指標1「資源化率」ですが、次のような質問を所管課に対して出しています。設定した目標水準が実現可能なものか疑わしく、目標水準それ自体、下方修正したほうが適当ではないか。そもそも、資源化率を平成27年度末に28%とすることについて、どのような根拠で設定し、どのような取組により達成する予定だったのでしょうか。第三次実行計画では、資源化率の目標を平成29年度末に35%としており、更なる引上げがされています。これは平成27年度末の実績である21.8%とは大きな乖離がありますが、そのように設定した根拠を教えてください。それから、平成28年度から平成29年度の2年間で資源化率の実績を21.8から35%にするのは難しいように思いますが、達成するためにはどのような取組をすれば達成可能と考えているのでしょうかというものです。

これに対する所管課からの回答です。区では、平成20年3月に、平成29年度までを計画期間とする「新宿区一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。その策定に当たっては、学識経験者、区民、関係団体、事業者、区から構成されている「新宿区リサイクル清掃審議会」から、

高いハードルであっても、区民や事業者に分かりやすく積極的に取り組む合言葉になるような目標を掲げていくべきであるという答申を受けたことから、チャレンジ目標というものを掲げました。

チャレンジ目標は大きく分けて二つあります。一つ目は、区民一人当たりの区収集ごみ量を、平成17年度基準で平成29年度までに50%減にするというものです。二つ目は、資源化率を平成17年度の17.4%から平成29年度までに倍に当たる35%以上に向上させるというものです。

このチャレンジ目標は相当ハードルが高くなっており、今のところはなかなか達成できないというものです。

平成27年度末の目標については、平成23年度末の資源化率の実績に基づいて22%に設定し、そこから各年2%ずつ上積みすることを目標としました。取組ですが、集団回収、古紙回収、びん・缶回収、ペットボトル回収、乾電池回収、白色トレイ回収、使用済小型電子機器回収、蛍光灯回収の8項目について実施しています。さらに、集積所での資源回収を新たに開始するなどして、資源化率の向上を図りました。

達成への課題と取組については、平成29年度までに資源化率35%とする目標の達成は、大変厳しい状況ではありますが、課題である家庭ごみの分別の徹底や事業系ごみの減量、資源化の推進に向け、3R意識の醸成やごみ分別の普及啓発、平成27年度に実施した資源回収方法の変更の周知徹底などに努めていきたいと考えています。

以上が回答です。

所管としても、実情としてはかなり高い目標と考えていますが、区民や関係団体も入った新宿区リサイクル清掃審議会から、高いハードルであってもチャレンジしていこうという目標を掲げているので、引き続きこの目標に沿って取組を進めていきたいということです。

【部会長】

ありがとうございました。

論点は、適切な目標設定をしているかどうかというところです。適切な目標設定ではなかったから「達成度が低い」となったのであって、本来は目標を変えていくべきだったのではないかという意見から、この質問を出したかと思います。今の説明について、いかがでしょうか。

【委員】

要は、この委員会でどこまで踏み込むのかという話に関連するのだと思います。この目標設定の根拠というのは、別の審議会の答申が起点となっているのです。審議会の答申に基づいて計画が策定されていますので、それに対して我々はどこまで話をするかということなのですが、私たちの委員会の役割というのは、内部評価が合理的な判断に基づいての評価となっているかどうかを議論することにあります。

とは言っても、所管課はなかなか大変だということを私は改めて実感しました。ただ、適切な目標設定について、内部評価を「適切」としているのは、そのように評価せざるを得ない。所管課が内部的な問題意識で「改善が必要」と内部評価するのであれば、それはそれに対してまた評価ができるのですが。

【部会長】

なかなかいろいろな事情がある中で取組を進めているということもあるかと思いますが、これだけの説明をいただきましたので、その説明内容を踏まえれば、審議会から出てきたものをあえて目標に掲げるということ自体は、所管課としても頑張りたいという気持ちがあると思いますので、理解できるかと思います。

ですので、「適当である」と私たちが評価するという方法もあると思いますが、無理なものを目標に掲げるというのは、諦めの気持ちにつながりかねませんので、そういうことを考えると、あえてこの委員会で「適当でない」と評価して、その先の対応を見るという考え方もあるのではないかと思います。

【委員】

事業の方向性は「事業拡大」としています。我々は、それについては「適当である」と評価しています。その事業の方向性の中で、目標に対して、このような取組によって確実に近づけていくという説明をしています。ですので、きちんと進めてくださいということになりましょ

【委員】

最初の目標が高過ぎるのですから、達成度を基準にして考えるのは少し無理があるのではないかと思います。やはり、チャレンジ目標というのは、実質面では合わないのではないのかと思うのです。

【部会長】

審議会に対して意見を言うのは、行政評価の趣旨とは少し違ってしまいうように思います。ただ、意見としては書き添えてみたいと思います。審議会を受けて行っているという取組自体が悪いわけではなく、審議会の中で十分に議論をした上で、それを踏まえて目標設定をしたという意気込みについては適切であると考えます。ただ、やはりそれでも厳し過ぎる目標があるということについて、今後よく検討をしてほしいということを「適切な目標設定」のところに記述するということで、いかがでしょうか。

【委員】

チャレンジ目標を設定するのはいいのですが、その目標を達成するために予算や担当職員を増やすなどの裏付けを行った上で、そうした目標を設定すべきであって、ただ目標を設定するだけでは、実際に事業を進めていくのは辛いでしょう。

【部会長】

経費を投じればできるというわけでもないと思います。しかし、仕方がない部分もあると思いますが。

では、「適切な目標設定」を「適当である」としても、「目的の達成度」は、どのような評価にしましょうか。やはり「適当でない」としましょうか。内部評価としては「達成度が高い」としたけれども、この実績ではさすがに「適当でない」とすることで、いかがでしょうか。
＜異議なし＞

【委員】

第二次実行計画期間における総合評価が「計画どおり」となっていますが、計画としてはいいと思います。結局、審議会も通じて、この目標に決めてしまったのですから、それを今更とやかく言うことはできないと思います。

【部会長】

現実として、世の中のごみ廃棄の環境を考えたときには、本来このようにすべきであるという意見が、専門家や区民から出されたのでしょうから、それはやはり尊重しなくてはいけないと思います。

では、第二次実行計画期間における総合評価や事業の方向性にコメントが付されているのですが、これは残す方向でまとめていきたいと思います。このようなまとめ方でよろしいでしょうか。

<異議なし>

【部会長】

次は、計画事業 46「再開発による市街地の整備」です。

この事業は、全て「適当である」となっています。

まず、総合評価ですが、進捗状況の確認方法がもう少し分かりやすくなるといいという意見を書きました。理解するのに非常に苦労した案件だったと記憶しています。こちらについては、その他意見のところに残しておきたいと思います。

それから、第二次実行計画期間における総合評価です。権利者や利害関係者の合意を形成し、事業を進めてきたことを評すという意見があります。また、長期にわたる施策のため、途中での評価がしにくい。進捗状況が理解できる指標の構築をしてほしいという意見があります。進捗状況が理解できる指標を設定できればいいのですが、結構難しいと思います。

【事務局】

内部評価シートにおいて定義を詳しく記載することについては、市街地再開発事業の専門性や欄の制約もありますので、なかなか難しいかと思います。例えば、「権利変換計画認可」という言葉を説明するだけで、多くの文字を使う必要があります。

【部会長】

やはり、進捗状況と評価の仕方が分かりやすくなるような工夫が必要だと思います。評価の方法の問題もあるかとは思いますが。

【委員】

地区が三つあるのに、それを一つの指標にまとめているから非常に難しいのです。ただ、細分化してしまえば、今度は評価が難しくなってしまうところでしょうか。

【事務局】

以前は、事業進捗率を平均で出していたのですが、外部評価委員会からどこの地区は何%の進捗か明確にしてほしいという意見があったので、それを受けて、目標水準のところに、各地区の進捗率を併記したという経緯があります。

【部会長】

つまり、改善された結果、このような記載内容となっているということですね。そう考えると、今の評価方法自体の限界もあるという気がします。

【委員】

本当に難しいと思います。

【部会長】

では、進捗状況が理解できるような工夫を今後とも検討してくださいということをその他意見として記載するということがいけませんか。あとは、第二次実行計画期間における総合評価の意見を、適宜まとめさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

<異議なし>

【部会長】

次は、計画事業78「歌舞伎町地区のまちづくり推進」です。

この事業についても、評価は全て「適当である」となっています。

何か補足はありますか。

【委員】

この事業の枝事業の一つである「路上の清掃」の歌舞伎町クリーン作戦に、私もボランティアとして出ていたことがあるのですが、ほとんど区の職員が行っているような状況です。参加者を増やそうとしても、これ以上増えないと思うので、目標値を下げてはどうかと思います。

【部会長】

可能な範囲で、目標値を少し下げること検討してほしいということですね。

【委員】

地域の方をいかに巻き込んでいくかということをもう少し考えたほうがいいのではないかという意味です。

【部会長】

区民や事業者との協働の方法を更に検討し、効率的に事業を進めてほしいということ、協働の視点による評価のところに書くということがいけませんか。

それから、第二次実行計画期間における総合評価です。着実に進めているという意見もあれば、厳しめな意見もありますが、少しずつ良い方向に動いているという意見を付してよいと思います。

【委員】

今年度は一生懸命行っているんで、それはそれで評価しないといけないですね。

【部会長】

はい。

それから、事業の方向性です。10年単位の時間軸の下、ぶれずに取り組み続ける意志と行動が大切であるという意見ですが、これはエールということで、残しておきましょう。このようなまとめ方でよろしいでしょうか。

<異議なし>

【部会長】

次は、計画事業64「自転車等の適正利用の推進」です。

「適当でない」という意見が出ていますので、しっかり見ていきたいと思います。

総合評価と第二次実行計画期間における総合評価のところで「適当でない」という意見が出ていますが、こちらについて、その理由を説明してください。

【委員】

放置自転車が減ったということだったのですが、放置自転車の調査は年に1回しか実施しないということでした。目視による測定ということですが、実感としては、とても放置自転車が減少していると思えません。個人的な意見ですが、「適当でない」としました。

【委員】

「適当でない」とするからには、相応の根拠を示さなければなりません。

目的の達成度のところで、平日に実施する調査を休日にも実施してほしいという意見があります。この意見と先ほどの意見をつなげて、評価としては「適当である」とした上で、休日も含めた調査日を増やすことによって実態把握により一層努めてほしいという意見を書けばいいでしょう。

【部会長】

第二次実行計画期間における総合評価のところで、今後のことも含めた意見が書かれています。今後の需要予測も踏まえて、対応をしっかり考えてくださいという趣旨の意見です。

その他意見には、いろいろな方がまちを歩けるということや災害のことなども踏まえて良い方向で取り組んでほしいという意見があります。

これらの意見を、その他意見のところにまとめて書けば、整理できるのではないかと思います。いかがでしょうか。

【委員】

放置自転車は、対処が非常に難しいのです。道路交通法と、関係条例等がうまくかみ合っていない部分があります。そのために対応しにくいという部分もあるので、一生懸命取り組んでほしいという意見を書くほかないと思います。

【部会長】

では、以上のような議論を踏まえ、その他意見のところを充実させましょう。このようなまとめ方で整理したいと思いますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

【部会長】

次は、計画事業60「ユニバーサルデザイン・ガイドラインの推進」です。

評価は、全て「適当である」となっています。

まず、適切な目標設定のところですが、行動を伴う認識が必要であり、建物を建てる場合の工夫が数値で見えると良いという意見を書きました。協働の視点による評価のところで、他部

署との連携も含めて、建物を建てる方との連携といった意見を書いたので、これらをまとめて、その他意見のところに書けばよいと思います。

それから、「適切な目標設定」のところで、行動の程度を図る指標が望ましいという意見がありますが、これはどういう意味でしょうか。

【委員】

この意見は、その他意見又は事業の方向性のところで取り扱うのが适当ではないかと、今思いました。

指標は、今現在は、ユニバーサルデザインの認識度だけなのです。今度は、実際に実行しているかどうかを調べる必要があるのではないのでしょうか。

【部会長】

なるほど、区民の行動という意味ですね。

【委員】

区民もそうですが、建物の所有者などといった関係する方々です。

【部会長】

これも協働の視点に近いところなののでしょうか。

【委員】

そうかもしれません。ただ、第三次実行計画ではそういう指標が望ましいという趣旨の意見です。書く欄が違ったかもしれません。

【部会長】

第二次実行計画期間における総合評価です。こちらは、皆様からいろいろ意見を出していただきました。区民参加型ワークショップの手法を導入し、ユニバーサルデザインの考え方を噛み砕いて、具体的な主題ごとのガイドブックを4冊作る成果があったことは、もう一歩踏み込んだ普及啓発であるという意見は、残しておいてもいいと思います。東京オリンピック・パラリンピックを控え、ユニバーサルデザインの普及に努めてほしいという意見も、先ほどの意見と合わせて残しておきましょう。

事業の方向性です。認知度の向上がワークショップの実施等によるものとなることを今後も期待する。若者がそれぞれ自分もユニバーサルデザインを実践できていると意識できるような認識調査を行い、身近に意識している人が増えると良いと思うといった意見があります。ワークショップなどを通じて、いろいろな方に効果的に普及啓発してほしいということが、皆さんの意見をまとめたところだろうと思います。

それから、協働の視点です。こちらは、ワークショップについての意見です。

その他意見ですが、ハードウェア、ソフトウェア、ヒューマンウェアの組み合わせでまちが変わっていくことを期待するという意見があります。ユニバーサルデザイン・ガイドラインは、新宿をこのようなまちにしようといった目標を示した上でのガイドラインなのではないかと理解をしているのですが、それよりももっと具体的な何かをイメージした上での意見なのではないでしょうか。

【委員】

私の認識だと、ユニバーサルデザイン・ガイドラインは、個別具体的な場面でもユニバーサルデザインを踏まえたまちづくりをしていくというお話があったように思うのですが、そういうものを踏まえた上で、2020年には、新宿がこういうまちになっているという明確なビジョンを提示することによって、少しずつ目標に近づいていってほしいということです。

【部会長】

そうすると、また新たに事業を始めるというイメージでしょうか。

【委員】

一つの事業を新たに始めるというよりも、ユニバーサルデザインの考えや精神を、今ある計画事業の中できちんと踏まえて、2020年にはこういう状態になるように、既存の事業がそれを意識して動いていってほしいということです。

【事務局】

これまでも外部評価委員会から、施設の建築や道路の築造、まちづくり、人間の行動の変格などを含めた広い範囲をコントロールしていくような事業としてほしいという意見が出されていたのですが、所管課である都市計画課は、この事業をあくまでユニバーサルデザインの意識啓発、普及促進をメインに考えています。その効果としてどういう建物ができて、どういったバリアフリーのまちづくりがされ、人々の行動がどう変わっていくのかということまでは、実行計画の位置付けとしても、予算としてもコントロールすることが難しい事業になっています。

【委員】

この事業を都市計画課に全て任せると考えているわけではありません。縦割りのものを横つなぎにしていくということなのです。

【部会長】

そうすると、イメージとしては、総合計画や都市マスタープランといったレベルの話なのでしょうか。

【委員】

そこまでいなくてもガイドラインがあるわけですから、ほかの部署もガイドラインをしっかりと踏まえて各事業をしっかりと進めていけばいいということです。

事業の方向性のところではなく、その他意見で書いたのは、この所管課の枠を超えるものであるという認識に立っているためです。ユニバーサルデザインをより一層推進し、いろいろな場面において具体的な形で区民や事業者が実感でき、その便益を享受できるということを考えた場合には、ほかの部署との連携も含めてオール新宿で進めていくべきだと思います。

【部会長】

そこで、私が分からないのは、新宿をこのようなまちにしようといった目標についてなのです。このような新宿にしようという具体的な形としてのイメージなのか、それとも、ユニバーサルデザインを皆が理解しているというイメージなのか。

【委員】

ポイントは「2020年」にあるのです。4年後、ユニバーサルデザインという観点で見たときに、新宿のまちはこのようなまちになっているといいという共通のビジョンを目標として持つことによって、これまでの縦割り体制から一歩前進できるのではないかと考えました。

【部会長】

私の理解では、そういうビジョンを描くのが総合計画なのではないかと思っているのです。

ユニバーサルデザインのビジョンを総合計画レベルで描いておいて、それを達成するための取組を細分化して各事業に落としていくのではないのでしょうか。

【委員】

もしかしたらそうなのかもしれませんが、実際は、新宿区の総合計画はそういう政策体系になっていません。あと、総合計画の目標というのは、かなり先の目標となっています。ここでは、4、5年先の、こういう形にしていきたいというビジョンが複数の部署で共有化され、それに向かって各部署の事務事業の中でユニバーサルデザインをできる範囲の中で進めてもらうということが必要なのです。

【部会長】

他部署との連携、区民との協働という点については良いと思うのですが、ご意見の中にある「目標を置く」というところが気になります。「目標を置く」ということを書くのは、かなり大きなことだと思います。

【委員】

恐らく、目標に対する概念が私と少し違うのでしょうね。

【部会長】

そうですね。

【委員】

目標は、私はそんなに大きい、重いと思っていません。それよりも、目的を重く捉えています。目標というのは、いつまでに何をするかというところの節目ですから。

【事務局】

補足させていただきますと、外部評価は内部評価を外部評価するという仕組みですので、他部署と連携してユニバーサルデザインにのっとり全体的なまちづくりを進めてほしいということは意見として書けますが、2020年の新宿全体の姿を目標として置き、その達成を目指すということは、この事業で対応できる範囲を超えた意見になってしまいます。今の行政評価の仕組みでは、そこまで言うのは難しいかと思います。

【委員】

私の意見の本旨は、目標を設定するということではありません。これは一つの手段ですから。大事なのは、他部署との連携も図りながら、総合的にユニバーサルデザイン・ガイドラインを実践していくということです。それを進めるための一つの分かりやすい動き方として、例えば2020年の話を出しているわけであって、それ自体は最重要ということではありません。

【部会長】

そうすると、一番大事なところとしては、しっかり連携をして実効性を上げてほしいということであって、そのような書き方をすれば趣旨としては大丈夫ですか。

【委員】

はい。

【部会長】

そうすると、他部署との連携ということを主軸に意見をまとめていくということによろしいでしょうか。

<異議なし>

【部会長】

次は、計画事業 63「中井駅周辺の整備推進」です。

この事業も全て「適当である」となっています。

まず、総合評価です。南北自由通路を開通させて区民などの利便性を高めることは必要と思うが、なぜ区が行うのかについては納得のいく説明が得られていないという意見です。これはどういう趣旨でしょうか。交通事業者が実施するべきではないかということでしょうか。

【委員】

はい。区が単独で行う理由が分からないのです。

【事務局】

補足しますが、中井駅周辺整備については西武鉄道と区とが共同で実施しています。また、国から社会資本総合交付金を受けていますので、区単独の事業費ということではありません。

【部会長】

区の事業部分と鉄道事業者側の事業部分があるところ、この内部評価では鉄道事業者の事業部分が見えにくいというだけではないかと思しますので、この意見は削除ということにいたします。

次は、第二次実行計画期間の総合評価です。着々と事業が進捗しているということが共通した意見となっています。

事業の方向性ですが、誰が管理責任を負うのか教えてほしいという意見があります。これは質問でしょうか。

【委員】

責任を持って行ってほしいという趣旨です。

【事務局】

区の施設ですので、区で責任を持って管理を行います。

【部会長】

では、まとめ方としては、区民が快適に利用できるよう維持管理してほしいという意見を中心にまとめるということによろしいでしょうか。

<異議なし>

【部会長】

次は、計画事業66「人にやさしい道路の整備」です。

評価は全て「適当である」となっています。

まず、総合評価ですが、私だけ意見を書いています。生活空間化するための実験もできると良いというものです。私としては切実に思っていることではあるのですが、人に優しいということの意味をどこまで捉えるかです。基本的には、歩行空間、移動空間としての道路という範疇での事業と考えると、私が書いてあることは、本来の事業の趣旨とは異なるので、書くとしてもその他意見として書くべきかと思います。

今、日本でもコミュニティ道路はあるのですが、そこで子どもが遊んでいいような空間になっているかという、そうではなく、スピード抑制のための道にしかありません。日本では道路というと、通行空間としてしか規定されていないという現状があります。ですので、シェアード・スペースなどの取組も検討してほしいということを書くといいのかもしれませんが。

【委員】

やはり、人に優しい道路というものは、ただ移動するためだけのものではなく、そこに暮らしがあって、暮らしの空間の一部として道があるということです。ただ、道というものの機能の解釈が多様化するわけです。その話は私も共感するところがあります。

それから、総合評価のところというよりも、事業の方向性又はその他意見のところに書くのが適当かと思います。

【部会長】

日本における道路整備の枠組みの中ではほとんどないような考え方に近いので、その他意見に書くぐらいが受け取りやすいのではないのでしょうか。

結局、運転手が、自分が事故を起こすことを避けたいために遊ぶなという教育をしているだけなのです。また、交通戦争と言われた頃にもあまりにも被害が多くて、それを防止するために道路で遊ぶなという学校教育をしてしまっています。そういう子どもたちが大人になって、道路で遊んではいけないと法律に書いてあると思っ込んでいるだけのことなのです。交通計画の授業などでも、道路には生活空間としての機能もあると教えられています。しかし、日本において、そういうことを意識した道路づくりというのはあまりされておらず、警察としても事故が起きないということを第一義に考えると、人間は歩道を歩くほうが良いということになってしまいます。車が通るための道路という意識が強過ぎた結果、コミュニティを壊してしまっているのです。それを変えていく一つの場として道路があつてほしいと考えており、人にやさしい道路というのは、本当はそうあつてほしいと思っています。

【委員】

昔は、生活道路は当たり前のように生活の中の一部としての道があつて、地方では、それがまだしっかりと残っているところもあります。それが、コミュニティのきずなとして、一つの広場的な役割を持っているということも、国内の調査を通じて、私も認識しているところです。そういったことについて研究していただきたいと思います。

【委員】

「人に優しい」ということですが、いろいろな人がいます。「人に優しい」ということを徹底することは難しいかもしれませんが、どこまでやったかが分かればいいと思います。

【部会長】

特定の道路について一生懸命頑張ったということですが、正直に言ってその程度しかできないとは思いますが。全ての道路が画一的に人にとっても車にとっても使いやすくなるのは不可能だと思うのです。

ですから、例えば、ある道路をたくさんの車両が通行しやすいようにすると、別の道路ではむしろ通過交通を避けるようにして、車椅子の方が気持ち良く散歩できるような道にしておくというような、全体のバランスが必要だと思うのです。恐らく、この事業の中でそこまで議論することはできないのではないのでしょうか。

実際に、新宿区内の道が人に優しくなりきれていない面もあるし、車両が困っているところもあるから、皆が気持ち良く道路を使い、生活できるように研究を重ねてほしいというメッセージを伝えるということで、いかがでしょうか。

【委員】

やはり、「人に優しい」ということはどういうことか考えたときに、工事の結果、人には優しくない状況も認められるということを含めて、人に優しい道路あるいは生活空間に溶け込む道路というのはどういうものかということ、しっかりと研究してほしいと思います。

【部会長】

そうすると、多様な方にとって使いやすい道路のあり方をしっかり研究してくださいということで、今後に向けてのメッセージになるようなまとめ方にしたいと思います。よろしいでしょうか。

<異議なし>

【部会長】

次は、計画事業68「まちをつなぐ橋の整備」です。

まず、第二次実行計画期間における総合評価です。計画にある2本の橋に係る工事を滞りなく実施し完了したと評する。落橋は重大な事故の発生や災害復旧の遅れにつながるので事業の進捗を見守りたい。

事業の方向性ですが、区が管理する橋の整備を着実に正確に進めてほしいという意見があります。これらの意見を、第二次実行計画期間における総合評価のところでまとめるということでよろしいでしょうか。

<異議なし>

【部会長】

次は、計画事業69「景観に配慮したまちづくりの推進」です。

まず、適切な目標設定です。ポイント制と百分率の両方の記載があるが、その区分理由が曖昧であるという意見です。こちらはどのような趣旨でしょうか。

【委員】

これは、単に見にくいということなので、我々に分かるようにしてくださいということです。

【委員】

この点については、ヒアリングの際に説明があったと思いますが。

【部会長】

どんな説明でしたか。

【事務局】

補足しますと、指標2「区分地区の指定の進捗」については、区内全域での指定予定や指定状況などの変動がある中、区内全域で何%とするのは難しいので、ポイントにしているということです。一方、指標3「新宿区景観形成ガイドラインの改定」や指標4「屋外広告物の景観誘導施策の策定」については、区内全域にわたるガイドラインや屋外広告物誘導施策を策定するので、何%という表示にできるということです。

【部会長】

確かに、それは質が違うものだから、やむを得ないかとも思います。この意見は削除させていただいてよろしいですか。

【委員】

はい。

【部会長】

次に、総合評価です。景観計画等を75%という数値で表現するのに違和感を持つという意見は、私が書きました。しかし、こちらもやむを得ないので削除します。

次に、第二次実行計画期間における総合評価です。屋外広告物についての意見がありますが、何か補足はありますか。

【委員】

既存の屋外広告物に関しても、もう少し頑張って取り組んでほしいという趣旨です。恐らく、非常に難しいと思いますので、削除しても結構です。

【部会長】

意見としては大切だと思います。ただ、一般的にこのことについて言い始めてしまうと、既存不適格のものに対して、かなり厳しい対応をするのが当たり前になってしまうことにもなります。少しもったいないのですが、削除するのがいいのかもしれないかもしれません。

ほかの委員の意見ですが、認識の共有化に努めてきたとして評価するということで、これは残しておいていいかと思います。

それから、協働の視点です。関係者全員が同じ方向を向くとは限らない。関係者と丁寧なやり取り、それを可能にする意識啓発の積み重ねなど、景観を協働でつくっていく土壌をこの計画期間において取り組んできたとして評価する。こちらは、先ほどの第二次実行計画期間における総合評価にある意見と同じことですので、うまくこの文言を整理して、まとめていきたいと思っています。

では、そのような書き方でまとめるということではよろしいでしょうか。

<異議なし>

【部会長】

では、本日はこれで閉会とします。お疲れさまでした。

<閉会>